

短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第1問] (配点：2)

次の【事例】について、後記AからCまでの各【見解】を採って、甲の行為と乙の死亡の間に因果関係があるかどうかを検討した場合、因果関係を認める【見解】として正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.1])

【事例】

甲が乙に対して激しい暴行を加え、そのまま放置すれば1日後には死亡するような脳内出血の傷害を負わせ、その場を立ち去った。その直後に、乙は通行人に発見され、救急車で病院に搬送されることとなったが、その途中で救急車が大型トラックと衝突し、乙は、この事故により1時間後に内臓破裂のため死亡した。

【見解】

- A. 予測不可能な介入事情によって死期が早められなかったと認められるときに限り、実行行為と死亡の結果との間に因果関係が認められる。
- B. 予測不可能な介入事情によって死期が早められたとしても、被害者の死因が、実行行為により形成された傷害によって死亡したであろう場合の死因と同一であるときには、実行行為と死亡の結果との間に因果関係が認められる。
- C. 予測不可能な介入事情によって死期が早められたとしても、実行行為と死亡の結果との間に条件関係があるときには、実行行為と死亡の結果との間に因果関係が認められる。

- 1. A B C
- 2. A B
- 3. B C
- 4. A
- 5. C

[第2問] (配点：2)

次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.2])

- 1. 甲は、自己が経営する書店においてわいせつ図画である写真誌を販売するに当たり、当該写真誌をビニールで包装して、わいせつ性のない表紙だけが閲覧できるようにして陳列していた。この場合、甲には、わいせつ図画販売目的所持罪は成立しない。
- 2. 甲は、人通りの多い道路上で、自己の陰部を露出させたが、偶然にも、通行人はだれもそれに気付かなかった。この場合、甲には、公然わいせつ罪は成立しない。
- 3. 書籍の通信販売業を営んでいた甲は、日本語で書かれたわいせつ文書である小説を、外国語で書かれているかのように装って複数の外国人に販売したが、これを購入した顧客はいずれも日本語の読解能力に乏しかったため、その小説の内容を理解することができなかった。この場合、甲には、わいせつ文書販売罪は成立しない。
- 4. 甲は、友人の乙が誕生日を迎えることを知り、わいせつ図画であるDVD1枚を購入した上、これをお祝いとして乙にプレゼントした。この場合、甲には、わいせつ図画頒布罪は成立しない。
- 5. 甲は、公園内において、多くの人が見ている前で、乙に対し、その衣服全部をはぎ取るなどして強いてわいせつな行為をした。この場合、甲には、強制わいせつ罪が成立するが、公然わいせつ罪は成立しない。

【第3問】（配点：2）

正当防衛（刑法第36条第1項）の成立要件に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.3】）

- ア. 正当防衛は、不正の侵害に対して成立するから、正当防衛行為に対する正当防衛は成立し得ない。
- イ. 正当防衛は、急迫の侵害に対して成立するから、反撃行為を行った者が侵害を予期していた場合には正当防衛は成立し得ない。
- ウ. やむを得ずにした行為として正当防衛が成立するには、防衛行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを要するから、防衛行為によって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合には正当防衛は成立し得ない。
- エ. 正当防衛は、不正の侵害に対して成立するから、加害者の過失行為に対しては正当防衛は成立し得ない。
- オ. 急迫不正の侵害がないのにあると誤信して、防衛の意思で反撃行為を行った場合には正当防衛は成立し得ない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第4問】（配点：2）

甲は、友人の乙から、同人が殺人を犯したことを打ち明けられていたが、ある日、乙が路上で警察官丙の職務質問を受けているのを見て、乙が殺人事件で逮捕されようとしているものと思い、その逮捕を免れさせようと考えた。次のアからオまでの甲の行為について、公務執行妨害罪が成立するものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.4】）

- ア. 甲は、丙が付近道路に止めていたパトカーの発進を阻止するため、自己が運転していた自動車を、同パトカーが発進することの障害となる位置に移動して駐車させた。このため、丙は、職務質問後、乙を直ちに最寄りの警察署に任意同行することができなかった。
- イ. 甲は、丙に対し、こぶし大の石1個を投げたが、丙の頭部をかすめたにすぎず、職務質問に現実の支障は発生しなかった。
- ウ. 甲は、職務質問を受けている乙の左手をつかんで引っ張り、その場から走って逃走したところ、これを追いかけた丙が、走りながら、乙の右手をつかもうとして手を伸ばしたが、乙の右手をつかめずにバランスを崩して道路上に転倒した。
- エ. 甲は、丙の注意をそらすため、道を尋ねるふりをして丙に話しかけ、そのすきに乙を逃走させた。
- オ. 甲は、乙を逃走させるため、丙の背部をいきなり足で蹴って転倒させたが、乙は観念していたので逃走しなかった。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第5問】(配点：3)

次の【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、【No.5】)

【事例】

甲と乙が、丙に対して同時に1発ずつけん銃を発射し、そのうち1発は丙の頭部をかすめたものの命中せず、もう1発が丙の頭部に命中し、それにより丙は死亡した。丙の頭部に命中した銃弾が甲乙いずれのけん銃から発射されたものであるかは判明しなかった。

【記述】

ア. 甲と乙が、共同して丙を殺害する意思をもってけん銃を発射した場合、甲及び乙には殺人既遂罪の共同正犯は成立せず、殺人未遂罪の共同正犯が成立する。

イ. 甲は、乙がけん銃を発射することを知り、乙と共同して丙を殺害する意思で自らもけん銃を発射したが、乙は、甲がけん銃を発射することも丙を殺害しようとしていることも知らないまま、自分一人で丙を殺害する意思をもってけん銃を発射した場合、甲には殺人罪の共同正犯が成立し、乙には殺人未遂罪の単独犯が成立する。

ウ. 甲と乙は、互いに何ら意思の連絡なく、それぞれ丙を殺害する意思をもってけん銃を発射した場合、甲乙にはそれぞれ殺人未遂罪の単独犯が成立する。

エ. 甲は、丙を殺害する意思をもって、乙に対し、「あれはマネキン人形だ。一緒に射撃しよう。」とうそを言ったところ、乙はこれを鵜呑みにしてよく確認もせず丙をマネキン人形と誤信し、甲と共にけん銃を発射した場合、甲には殺人罪の単独犯が成立し、乙には重過失致死罪の単独犯が成立する。

オ. 甲と乙が、共同して丙に傷害を負わせる意思をもってけん銃を発射した場合、甲及び乙には傷害致死罪の共同正犯が成立する。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第6問】(配点：3)

次の【事例】における甲の罪責について、「甲には犯人隠避教唆罪及び証拠偽造教唆罪が成立し、両罪は観念的競合となる。」との結論に達した場合、後記アからオまでの【論点と見解】のうち、この結論を導くための論拠となり得ないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、【No.6】)

【事例】

甲は、東京都内の銀行で強盗を行ってその後逃走したが、警察の捜査が自己に及んでいることを知り、アリバイ証人を作って自己の刑事責任を免れようと企て、知人の乙に対して、上記犯行の時刻ころ、乙と一緒に大阪市内にいたことにしてほしいと依頼して、その旨承諾させ、同人をして、甲の依頼に沿う内容虚偽の上申書を作成させた上、これを甲の強盗事件を捜査していた警察署の警察官に提出させた。

【論点と見解】

ア. 犯人隠避罪の「隠避」の意味について、蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れさせる一切の行為をいうが、犯人の逃走を容易にさせることによって官憲による犯人の身柄の確保を妨げる行為に限り、官憲による犯人の特定作用を妨げ、その結果として犯人の身柄の確保を妨げる行為は含まないとする見解

イ. 証拠偽造罪の「証拠」の意味について、参考人の虚偽供述は、「証拠」に含まれるが、文書化されたものに限るとする見解

ウ. 証拠偽造罪の「偽造」の意味について、文書偽造罪と同様、作成名義を偽る場合に限るとする見解

エ. 証拠偽造教唆罪の成否について、被教唆者・教唆者以外の者の刑事事件に関する証拠を偽造

するように教唆し、これが実行された場合に限って成立するとする見解

オ. 犯人隠避罪と証拠偽造罪の罪数関係について、両者の保護法益は、広義においては国家の刑事司法作用を保護するものであるが、前者は犯人の確保の観点から、後者は適正な証拠の収集の観点から、それぞれこれを妨害する行為を処罰するものであって、保護法益が異なることを重視する見解

1. ア イ ウ 2. ア ウ エ 3. ア エ オ 4. イ ウ オ 5. イ エ オ

【第7問】(配点：2)

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 7])

ア. 甲は、乙が所有する木造家屋に乙が現在しているものと思って、同家屋に放火し、これを全焼させたが、実際には同家屋はだれも現在していない空き家であった。この場合、甲には現住建造物等放火罪が成立するが、その刑は非現住建造物等放火罪の刑による。

イ. 甲は、男性の乙が、酩酊して暴れ回る女性の丙を取り押さえているのを目撃し、乙が丙に対し無理矢理わいせつ行為に及ぼうとしているものと誤信し、丙を助けるため、乙の腹部をゴルフクラブで数回強く殴打するなどの暴行を加えて重傷を負わせた。甲の暴行の程度が、甲が認識した急迫不正の侵害に対する防衛行為としての相当性を超えていた場合、甲には傷害罪は成立しない。

ウ. 甲は、乙に対する殺意をもって、乙の背後からけん銃を発射したところ、乙は赤ん坊の丙を抱いており、銃弾が乙の身体を貫通した後、丙にも命中して、乙及び丙の両名を死亡させた。甲が、乙に抱かれている丙の存在を認識していなかった場合でも、甲には乙及び丙に対する殺人罪が成立する。

エ. 甲は、公務員乙がその法令上の職務Aを執行するに当たり、乙が執行している職務がそれとは別の法令上の乙の職務Bであると誤信して乙の顔面を手拳で殴る暴行を加えた。乙の執行する職務が職務Bでなく職務Aであると分かっていたら、甲は上記暴行には及ばなかったという事情があった場合でも、甲には公務執行妨害罪が成立する。

オ. 甲は、客観的にはわいせつな文書を、その意味内容は理解したものの、その程度の性的描写であれば刑法上の「わいせつな文書」には該当しないと判断し、同文書を販売した。この場合、甲にはわいせつ文書販売罪は成立しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第8問】(配点：3)

甲の罪責についての次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、1から5の順に【No.8】から【No.12】)

1. 甲は、乙から、乙がA大学の入学試験を受けるに当たり、いわゆる替え玉になって受験してほしい旨依頼されてこれを引き受け、乙に成り済ましてA大学の入学試験を受け、乙名義で答案を作成して提出した。大学の入学試験の答案は、私文書偽造罪の客体になるが、甲は作成名義人乙に依頼されて乙名義で答案を作成したのであるから、甲には有印私文書偽造罪は成立しない。【No.8】
2. 甲は、運転免許証を持っていなかったが、身分証明書として利用しようと考え、某県公安委員会が発行した乙の運転免許証の写真を甲の写真に変えた。他人の運転免許証の写真を自己のものに変えることは、文書の本質的部分に変更を加えるものであるから、運転免許証の他の部分に変更を加えていなくても、甲には有印公文書偽造罪が成立する。【No.9】
3. 甲は、外国籍の女性乙に長期滞在資格を取得させるため婚姻を偽装しようと考え、甲を夫とし乙を妻として婚姻する旨の内容虚偽の婚姻届を作成し、情を知らない市役所の係員に提出した。同係員は、同婚姻届を受理し、甲の戸籍の原本として用いられる電磁的記録に甲と乙が婚姻した旨の記録をし、これを同市役所の事務処理に用いられる状態においた。甲は、公務員に対し虚偽の申立てをして、権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせ、原本としての用に供したのであるから、甲には電磁的公正証書原本不実記録罪、同供用罪が成立する。【No.10】
4. 医師である甲は、乙に依頼され、同人が保険会社に提出する診断書に、同人が肺結核に罹患した事実はないのに、同人が肺結核に罹患している旨記載した。医師である甲が、保険会社に提出する診断書に虚偽の記載をしたのであるから、甲には虚偽診断書作成罪が成立する。【No.11】
5. 甲は、乙に100万円を貸したが、乙が甲に借用証を渡さなかったので、乙が返済しなかった場合に証拠として使おうと考え、乙に無断で乙の氏名を記載し、乙名義の100万円の借用証を作成した。文書の内容が真実であるから、甲には有印私文書偽造罪は成立しない。【No.12】

【第9問】(配点：2)

次の【事例】について、学生A及びBが後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から③までの()内に入る学生Aの発言として正しいものを後記【発言】から選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、【No.13】)

【事例】

甲は、乙を殺害しようと考えたが、しらふでは殺害行為に及ぶ勇気がなかったので、多量の飲酒により自己を心神喪失状態に陥れて隣室で就寝中の乙を刺殺しようと考え、手元に包丁を用意して飲酒を開始し、計画どおり自己が飲酒のため心神喪失になった状態で乙の胸部を包丁で突き刺して殺害した。

【会話】

- A. 甲の行為は、自己の責任能力のない状態を道具として利用する一種の間接正犯であって、自己を心神喪失状態に陥れる飲酒行為が殺人の実行行為であり、したがって、飲酒行為時に責任能力が認められる以上、甲には殺人罪が成立すると思う。
- B. ただ、君のように考えると、仮に、甲が自己の心神耗弱状態を利用して乙を殺害する意思で殊更その状態に陥り、計画どおり乙を殺害した場合には、刑を減輕せざるを得ず、本件のように心神喪失状態で殺害した場合には完全な刑事責任が認められることとの不均衡が生じないだろうか。

A. (①)

B. 君の考えでは、甲が酔いつぶれて眠り込んでしまった場合にも殺人未遂罪が成立してしまうことになるが、それでは処罰範囲が広がりすぎるのではないか。

A. (②)

B. 責任能力は責任の要件ではあっても責任非難それ自体ではないのだから、実行行為を心神喪失時の行為と解しつつ、それより前の責任能力のあったときの意思態度について非難可能性が認められれば、行為全体について完全な責任を負わせても一向に構わないと思う。

A. (③)

【発言】

ア. 責任能力は単に意思決定能力にすぎないものではなく、行動制御能力でもあるのだから、責任能力は、やはり実行行為に対する同時的コントロールの問題と解すべきであって、実行行為時に存在すべきものではないのか。

イ. 本事例のような故意の作為犯についてはそう思えるかもしれないが、過失犯や不作為犯のように、実行行為の定型性が弱い場合には、飲酒行為に構成要件該当性を認めても問題はないと思う。それよりも、君のように実行行為の時点で心神喪失状態に陥っていても、甲に完全な刑事責任を負わせることの方が問題ではないか。

ウ. 私の立場からは、あたかも身分のない故意ある道具の利用の場合と規範的意味において同じように考え、心神耗弱状態を利用した場合にも原因において自由な行為の理論を認めることができると思う。

1. ①ア ②イ ③ウ 2. ①ウ ②ア ③イ 3. ①ア ②ウ ③イ
4. ①ウ ②イ ③ア 5. ①イ ②ア ③ウ

【第10問】(配点：3)

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.14])

ア. 甲は、乙所有の自動車に放火してこれを焼損し、公共の危険を発生させた。甲には同自動車を焼損する意思しかなく、付近の建造物に延焼させる意思はなかったが、乙が住居として使用する乙所有の木造家屋に火が燃え移って同家屋が全焼した。この場合、甲には延焼罪が成立する。

イ. 甲は、乙が住居として使用する乙所有の木造家屋に延焼させる意思で、同家屋に隣接し、だれも住居として使用せず、だれも現在しない丙所有の家屋に放火してこれを全焼させたが、上記乙所有の家屋には燃え移らなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪が成立する。

ウ. 甲は、甲がその家族と共に住居として使用する甲所有の木造家屋に放火して半焼させたが、隣家に燃え移る危険は発生しなかった。この場合、甲には現住建造物等放火罪が成立する。

エ. 甲は、乙所有の自動車に放火してこれを焼損させたが、公共の危険は発生しなかった。この場合、甲には建造物等以外放火罪が成立する。

オ. 甲は、多数人が住居として使用する乙所有の集合住宅一棟を全焼させる意思で、同住宅のうち、だれも現在しない空き部屋に放火した。他の住居部分に燃え移る可能性はあったが、甲が放火した空き部屋の床及び天井の大部分が燃焼した時点で消火されたため、他の住居部分は燃焼しなかった。この場合、甲には現住建造物等放火未遂罪が成立するにとどまる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第11問】（配点：3）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、（ ）内の犯罪が既遂になる場合は1を、未遂にとどまる場合は2を、既遂にも未遂にもならない場合は3を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.15】から【No.19】）

ア. 甲は、所持金を全く有しておらず、タクシー料金を支払うつもりはないのに、乙運転のタクシーに乗車したが、乙は、目的地に向けてしばらく走行するうちに、甲の不審な挙動から無賃乗車ではないかと疑い、甲を降車させたため、甲は目的地に到着できなかった。（詐欺罪）【No.15】

イ. 甲は、所持金を全く有していなかったが、窃取した他人名義のクレジットカードを持っていたので、代金を支払わずに同カードを使用して飲食店で食事をしようと考え、乙の経営する食堂に入り、飲食物を注文しこれを飲食した後、代金を請求した乙に対し、同カードを手渡したが、既に同カードの名義人から紛失届が出ていたため、同カードを使うことができなかった。（詐欺罪）【No.16】

ウ. 甲は、深夜、コンビニエンスストアでおにぎりを万引きして店外に出たところ、これに気付いた店員乙に呼び止められたので、逮捕を免れるため、路上に落ちていた角材で乙を殴るなど同人の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えたが、たまたま通り掛かった通行人に押し寄せられ、逮捕を免れることができなかった。（事後強盗罪）【No.17】

エ. 甲は、乙が万引きするのを目撃したことを奇貨として、乙から現金を脅し取ろうと考え、乙にあてて、「万引きをしたのを警察に知られなくなかったら、30万円持ってこい。」などと記載した文書を郵送したところ、乙は同文書を受け取ったが、封を開ける前に誤って捨ててしまったため、甲は現金を手に入れることができなかった。（恐喝罪）【No.18】

オ. 甲は、乙を自宅に招いて毒入りの菓子を食べさせて毒殺しようと考え、菓子に致死量の毒薬を混入し、乙に自宅に招待する旨の電話をしたが、乙が多忙を理由にこれを断ったため、乙を殺害することができなかった。（殺人罪）【No.19】

【第12問】（配点：2）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責を検討した場合、危険運転致死罪が成立するものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.20】）

ア. 甲は、自動車の運転免許を取得したことも運転経験もなく、ハンドル、ブレーキ等の運転装置を操作する初歩的な技能もなかったのに自動車を走行させたため、自車を対向車線に進入させ、対向車に衝突させて同車の運転者を死亡させた。

イ. 甲は、自動車を運転中に交通違反を犯し、パトカーに追跡されて逃走中、赤色信号に気付かずに交差点に進入したため、青色信号に従って左方道路から同交差点に進入してきた自動二輪車に自車を衝突させ、同二輪車の運転者を死亡させた。

ウ. 甲は、自動車を運転中、携帯電話でメールを送信する操作に気をとられ、自車が対向車線に進入しているのに気付かずに進行したため、自車を対向車に衝突させて同車の運転者を死亡させた。

エ. 甲は、覚せい剤を使用した後、自動車の運転を開始したが、運転中、覚せい剤の影響により正常な運転が困難な状態になったのに、それを認識しながらあえて運転を続けたため、自車を電柱に激突させ、同乗者を死亡させた。

オ. 甲は、自動車を運転中、長距離運転の過労から眠気を覚えたにもかかわらず、その状態のままあえて運転を続けたため、運転中に眠り込んでしまい、自車を進路左前方の歩道に進入させ、歩道上の歩行者に衝突させて同人を死亡させた。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第13問】（配点：3）

学生A、Bは、不能犯の成否の判断基準に関する次のⅠ、Ⅱの【見解】のいずれかを選んで後記【事例】について後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑦までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、後記1から5までのうち誤りを含むものはどれか。（解答欄は、【No.21】）

【見 解】

- I. 行為当時に一般人が認識し得た事情を基礎とし、一般人を基準に結果発生 of 具体的危険性があるか否かの判断による。
- Ⅱ. 行為当時に存在したすべての客観的事情を基礎とし、結果発生 of 具体的危険性があるか否かの判断による。

【事 例】

甲は、健康な乙を毒殺するため、薬品棚から取り出した毒薬のラベルが付いた容器に入った粉を毒薬と認識してその水溶液を乙に多量に注射したが、同粉は、ラベルに表示された毒薬ではなくブドウ糖であったため乙は死亡しなかった。

【会 話】

- A. 私は、甲の罪責については、①（a. 毒薬・b. ブドウ糖）の水溶液を注射する行為が危険であるかどうかを判断し、甲には殺人未遂罪が成立②（c. する・d. しない）と考える。
- B. しかし、A君の見解だと、特定の食物の摂取によりショック死しかねないアレルギー体質を有する乙を、そのことを知った甲が、当該食物を乙に食べさせて殺害しようとした事案で、一般人が乙の体質を認識し得なかった場合には、③（e. 行為当時に存在した全事情を基礎として・f. 行為当時に一般人が認識し得た事情を基礎として）判断することになるから、未遂犯が成立しないこととなり、常識に反する。
- A. そのような場合、私の立場でも、④（g. 行為時に行為者が特に認識していた事情・h. 事後的に明らかになった全事情）を考慮すべきと考えるので、B君の言う事案でも未遂犯の成立を認めることができる。

それよりも、B君の立場を理論的に徹底すれば、結果が不発生に終わった事案は、ほとんど常に⑤（i. 不能犯・j. 未遂犯）となってしまうのではないか。

- B. いや、私の立場であっても、事後的・科学的見地から、実際に存在した事実のほかにもどのような事実があれば結果が発生し得たかを検討し、そのような事実が行為時に存在し得る可能性の程度を危険判断に取り込むべきと考える。したがって、前記【事例】でも、単に、⑥（k. ブドウ糖・l. 毒薬）を健康な乙に注射することの危険性を判断するのではなく、毒薬のラベルの付いた容器内にブドウ糖が入っていた原因・経緯なども考慮すべきだ。例えば、その原因・経緯が極めてまれで異常だったという事情は、不能犯を⑦（m. 肯定・n. 否定）する方向に働くと考える。

- 1. ① a, ② c
- 2. ③ f
- 3. ④ g, ⑤ i
- 4. ⑥ k
- 5. ⑦ m

〔第14問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.22〕）

1. 甲は、丁寧に手入れがなされていたVの長髪を、同人が寝ている間に無断で切って短くした。甲には傷害罪が成立する。
2. 甲が、Vを多数回にわたって手拳で殴打したり足蹴にしたりする暴行を加え、その場を立ち去った直後、偶然通り掛かった乙が、倒れているVに対し、更に手拳で殴打したり足蹴にしたりする暴行を加えた。これらの暴行による傷害によってVは死亡したが、その死因となった傷害が、甲乙いずれの暴行によって生じたものであるか判明しなかった。この場合、甲乙それぞれに傷害罪が成立するにとどまる。
3. 甲は、傷害を負わせる意思なくVの顔面を手拳で殴打したが、甲の意に反して当該殴打によってVが傷害を負った場合、甲には傷害罪は成立しない。
4. 甲は、Vに精神的ストレスを与えて精神に障害を生じさせようと考え、1か月間にわたり、1時間おきにVに無言電話をかけ続けた。Vに何ら精神の障害が生じなかった場合、甲には暴行罪が成立する。
5. 甲は、Vに下痢の症状を起こさせようと考え、腐敗した食品を食べさせたところ、Vは、これによって下痢の症状を起こしたが、数時間安静にするうちに完治した。甲には傷害罪が成立する。

〔第15問〕（配点：3）

身分犯の共犯に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

1. 刑法第65条第1項は、真正身分犯の成立及び科刑について規定し、同条第2項は、不真正身分犯の成立及び科刑について規定していると解する見解に立ちつつ、常習賭博罪における常習性も身分に含まれると解すると、賭博の非常習者甲が賭博の常習者乙を教唆して賭博をさせた場合、乙には常習賭博罪が成立し、甲には同罪の教唆犯が成立する。
2. 刑法第65条について前記1と同様の見解に立ちつつ、事後強盗罪は「窃盗」という身分を有する者だけが法益を侵害し得る身分犯であって、他の犯罪の加重類型ではないと解すると、窃盗犯人甲が、逃走中、追跡してきた被害者乙に対し、逮捕を免れるため、乙の反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えた際、その事情を知った丙が、甲の暴行行為を幫助した場合、丙が窃盗行為に全く関与していなかったとしても、丙には事後強盗罪の幫助犯が成立し、その刑が科される。
3. 刑法第65条について前記1と同様の見解に立ちつつ、目的犯における目的も身分に含まれると解すると、営利の目的を有する甲が、成人乙を買い受けるに際し、かかる目的を有しない丙がこれを幫助した場合、甲には営利人身買い受け罪が成立し、丙には人身買い受け罪の幫助犯が成立する。
4. 刑法第65条第1項は、真正身分犯及び不真正身分犯を通じて共犯の成立について規定し、同条第2項は不真正身分犯の科刑について規定していると解する見解によれば、財物の非占有者甲が、財物を業務上占有する乙を教唆して当該財物を横領させた場合、甲には業務上横領罪の教唆犯が成立し、単純横領罪の刑が科せられる。
5. 刑法第65条第2項の「身分のない者には通常の刑を科する」の意義について、身分に応じた加重又は減輕された身分犯が成立すると解する見解によれば、未成年者乙の保護責任者である実母の甲が、保護責任者でない甲の内縁の夫丙を教唆して乙を山中に遺棄させた場合、甲には保護責任者遺棄罪の教唆犯が成立し、丙には単純遺棄罪が成立する。

【第16問】（配点：3）

次の【見解】に従って、後記1から5までの各記述を検討した場合、誤っているものはどれか。（解答欄は、【No.24】）

【見 解】

- A. 器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害する一切の行為をいう。信書隠匿罪は、物の「損壊」のうち、信書の「隠匿」を軽く処罰する規定である。信書を「隠匿」した場合には、信書隠匿罪が成立する。
- B. 器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害する一切の行為をいう。信書隠匿罪は、信書の「損壊」を軽く処罰する規定である。信書を「損壊」した場合には、信書隠匿罪が成立する。
- C. 器物損壊罪の「損壊」とは、物の効用を害する行為のうち、物の全部又は一部を物理的に破壊するものをいう。信書隠匿罪は、信書の「隠匿」を処罰する規定である。信書を「隠匿」した場合には、信書隠匿罪が成立する。
1. Aの見解によれば、他人の信書を隠した場合には、信書隠匿罪が成立する。
 2. Bの見解によれば、他人の信書を隠した場合には、器物損壊罪が成立する。
 3. Bの見解によれば、他人の信書を破った場合には、信書隠匿罪が成立する。
 4. Cの見解によれば、他人の信書を破った場合には、器物損壊罪が成立する。
 5. Cの見解によれば、他人の宝石を隠した場合には、器物損壊罪は成立しない。

【第17問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.25】）

1. 甲は、乙を教唆して丙所有の骨董品を盗むことを決意させ、乙にこれを実行させた後、同人が丙から盗んだ骨董品を買い受けた。甲には、窃盗教唆罪及び盗品等有償譲受け罪が成立し、両罪は併合罪となる。
2. 甲は、脇見しながら自動車を運転したため、自車前方で信号待ちのため停車していた乙運転の自動車に気付くのが遅れ、同車に自車を追突させ、その衝撃で乙運転の自動車を前方に押し出し、同車の前方に停車中の丙運転の自動車に追突させ、これにより乙が死亡し、丙は傷害を負った。甲には、乙に対する自動車運転過失致死罪及び丙に対する自動車運転過失傷害罪が成立し、両罪は併合罪となる。
3. 甲は、乙を殺害する目的で、乙の住居に侵入し、同住居内で乙を殺害した。甲には、住居侵入罪及び殺人罪が成立し、両罪は併合罪となる。
4. 甲は、自宅で乙を殺害し、その死体を遠方の山林に埋めた。甲には、殺人罪及び死体遺棄罪が成立し、両罪は牽連犯となる。
5. 甲は、乙から同人名義のクレジットカードを窃取し、Aデパートにおいて、店員に対し、乙に成り済まして同クレジットカードを呈示して商品の購入方を申し込んだが、同店員に盗難カードであることを見破られたため、商品を手に入れることができなかった。甲には、窃盗罪及び詐欺未遂罪が成立し、両罪は牽連犯となる。

【第18問】（配点：3）

横領罪（刑法第252条第1項）に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.26]）

- ア. 甲が、乙から賃借している同人所有の骨董品について、その売却代金を自己の借金の返済に充てるつもりで乙に無断で丙にその買取りを求めた場合、甲の行為は不法領得の意思が外部的に発現したといえるから、丙が買受けの意思表示をしなくても甲には横領罪が成立する。
- イ. 甲が、自己が所有し、登記簿上も自己が所有権者となっている土地を乙に売却し、その売買代金の受領を終え、当該土地の所有権が乙に移転した後、乙がその移転登記を完了する前に、甲が、事情を知った丙に当該土地を売却し、丙がその移転登記を完了した場合には、丙が当該土地の所有権の取得を乙に対抗できるか否かにかかわらず、甲には横領罪が成立する。
- ウ. 甲は、19歳の乙と同人所有の絵画の売買契約を締結し当該絵画の引渡しを受けたが、乙が親権者の同意がないことを理由に同契約を取り消した。甲はこれを知りながら、乙に無断で当該絵画を丙に売却して丙に引き渡した場合、甲乙間の売買契約が初めから無効であったものとみなされるため、甲と乙の間に委託信任関係は存在しないこととなるから、甲には横領罪は成立しない。
- エ. 甲が、不在中の自宅に誤って配達された他人あての贈答品の高級食材を食べてしまった場合、甲の当該食材に対する占有は委託信任関係に基づくものではないので、甲には横領罪は成立しない。
- オ. 甲が、自己が所有し、登記簿上も自己が所有権者となっている土地を乙に売却し、その売買代金の受領を終え、当該土地の所有権が乙に移転した後、乙がその移転登記を完了する前に、甲が、当該土地に自己を債務者とし丙を抵当権者とする抵当権を設定し、その設定登記を完了したとしても、抵当権が実行されない限り当該土地に関する乙の所有権は影響を受けないから、甲には横領罪は成立しない。

- 1. ア イ オ
- 2. ア ウ
- 3. イ ウ エ
- 4. イ エ オ
- 5. ウ オ

【第19問】（配点：3）

次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.27]）

- 1. 禁錮以上の刑に処せられてその執行を猶予され、猶予の期間中保護観察に付された者が、同期間中に罪を犯し、1年以下の懲役刑の言渡しを受ける場合には、情状に特に酌量すべきものがあるときに限り、その刑の執行を猶予することができる。
- 2. 刑の執行猶予の言渡しを受けた者が、猶予の期間内に更に罪を犯し、100万円の罰金に処せられたときは、同期間が経過するまでは刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。
- 3. 牽連犯について有期の懲役又は禁錮に処するとき、その刑は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。
- 4. 懲役に処せられた者がその執行を終わった日から5年以内に更に罪を犯し、その者を有期懲役に処するとき、その刑は、その罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。
- 5. 心神耗弱者の行為は、情状により、その刑を減輕することができる。

【第20問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.28]）

1. 甲は、盗んだ銀行キャッシュカードを現金自動預払機に挿入して現金を払い戻し、これを手に入れた。この場合、甲は人を欺いていないから、甲に詐欺罪は成立しないが、人の事務処理に使用する電子計算機に不正な指令を与えて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、財産上の利益を得たといえるから、甲に電子計算機使用詐欺罪が成立する。
2. 甲は、乙所有の土地を甲が乙から買い受けた事実がないのに、登記申請に必要な書類を偽造して登記官に提出し、当該土地につき乙から甲への所有権移転登記をさせた。この場合、不動産の占有が甲に移ったといえるから、甲に詐欺罪が成立する。
3. 甲は、架空人である乙名義でX銀行Y支店に預金口座を開設しようとして、乙に成り済まして預金口座を開設し、乙名義の預金通帳の交付を受けた。この場合、預金通帳は口座開設に伴って発行される証書にすぎないので、甲に詐欺罪は成立しない。
4. 甲は、架空人である丙名義で預金口座を開設した上、乙に対し、「あなたの息子が交通事故を起こし、直ちに示談のお金が必要である。」とうそを言って、自ら通帳・印鑑を所持する上記口座に乙をして現金を振り込ませた。この場合、甲は、いまだ他人名義の口座に振込みを受けたにすぎないので、甲には詐欺未遂罪が成立するにとどまる。
5. 甲は、生活費に窮したため、返済する意思がないのに、知人の乙に、「故郷にいる自分の父親が亡くなった。故郷に帰るお金がないので貸してほしい。」旨のうそを言って金員の借入れを申し込んだところ、乙は、そのうそを見破り、甲に返済の意思がないことを察したが、憐憫の情から、甲に現金を手渡した。この場合、乙は錯誤に陥っていないので、甲には詐欺未遂罪が成立するにとどまる。

【第21問】（配点：3）

次のアからキまでの各事項のうち、法定刑によって法律上当然にその結論が異なることにはならないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.29]）

- ア. 被疑者の国選弁護人選任請求権の有無
 - イ. 検察官による起訴猶予の可否
 - ウ. 簡易裁判所が専属的に管轄権を有する事件であるか否か
 - エ. 必要的弁護事件であるか否か
 - オ. 保釈保証金の没取決定の可否
 - カ. 公判前整理手続に付する決定の可否
 - キ. 第一審の公判期日における被告人の出頭義務の有無
1. ア エ キ 2. ア オ カ 3. イ ウ キ 4. イ オ カ 5. ウ エ カ

【第22問】（配点：3）

任意捜査と強制捜査の区別に関する次の【記述】の①から⑬までの（ ）内には、「任意」又は「強制」のいずれかの語句が入る。②，④，⑦及び⑩の（ ）内に入る語句の組合せとして正しいものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

【記述】

刑事訴訟法は、何が強制捜査であるのかについての定義を示していないため、その定義をめぐって学説は分かれており、まず、被疑者の逮捕、搜索差押えのような物理的な実力の行使を伴う捜査が（①）捜査の典型であるとされてきたことから、物理的な実力の行使を伴う場合に限るとする説と、それに加えて人に義務を負わせるものも含むとする説とが対立し、後説が従来の通説であった。そして、いかなる場合が人に義務を負わせるものに当たるかの判断基準については、間接強制を伴う場合に限るという考え方と、義務の履行を強制する手段の有無を問わないという考え方に分かれていた。前者の考え方によると、同法第197条第2項の公務所に対する照会は、（②）捜査、同法第226条の第一回公判期日前の証人尋問は、（③）捜査ということになる。ところが、科学技術の発達が犯罪捜査に応用されるようになると、例えば、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行うといった対象者に対する物理的な実力行使や義務付けを伴わない捜査手法が現れてきた。前記各説によると、こうした捜査手法は（④）捜査であることになるが、この結論には大きな疑問がある。また、逆に、例えば、相手方を呼び止めるため、腕に軽く手を掛ける行為のように、物理的な実力が用いられたからといって直ちに（⑤）捜査だとすることが適切か疑わしい場合もある。

その後、物理的な実力によると否とを問わず、個人の権利や法益を侵害するものはすべて（⑥）捜査であるという学説が現れた。この学説によると、街頭で公然と行動している人を写真に撮る捜査は、対象者に「みだりに容ぼうを撮影されない自由」が認められるので、（⑦）捜査に該当することになる。この学説が物理的な実力の行使あるいは人に義務を負わせるという判断基準から脱却しようとした点は正鵠を射ているが、刑事訴訟法の（⑧）捜査に関する要件や手続はかなり厳格であるので、およそ何らかの権利や利益が侵害されればすべて（⑨）捜査であるというのは妥当ではなく、やはり、そのような厳格な要件や手続によって保護する必要があるほど重要な権利や利益の制約を伴う場合に初めて（⑩）捜査であると考えべきであろう。こう考えれば、街頭で公然と行動している人を写真に撮る捜査と、住居内の普通では外から見えないような場所にいる人物を高性能の望遠レンズや赤外線フィルムを用いて密かに写真に撮る捜査が、同じ写真撮影でありながら制約される権利や利益の重要性に違いがあるとして、前者を（⑪）捜査、後者を（⑬）捜査とする結論を導くことが可能となり、この結論は常識にも合致する。そして、このように解したとしても、（⑬）捜査は、制約される権利や利益の重要性と当該捜査の必要性・緊急性を比較衡量し、相当と認められる限度でのみ許容されるのであるから、権利や利益の保護に欠けるわけではないのである。

1. ②強制 ④任意 ⑦任意 ⑩任意
2. ②任意 ④任意 ⑦強制 ⑩強制
3. ②強制 ④強制 ⑦任意 ⑩強制
4. ②強制 ④強制 ⑦任意 ⑩任意
5. ②任意 ④任意 ⑦強制 ⑩任意
6. ②任意 ④強制 ⑦強制 ⑩強制

【第23問】（配点：2）

告訴の効力に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.31]）

ア. Vは、自己の所有する自転車が損壊されたとして、甲を器物損壊の罪で告訴した。捜査の結果、真犯人は乙であり、甲は事件と無関係であることが判明した。この場合、Vの告訴の効力は乙に対して及ぶ。

イ. V1は、月刊誌に自己の名誉を毀損する記事が掲載されたとして、同月刊誌の編集責任者甲を名誉毀損の罪で告訴した。捜査の結果、甲に、前記記事によるV1及びその愛人V2に対する名誉毀損の事実が認められた場合、V1の告訴の効力は、甲のV2に対する名誉毀損の事実にも及ぶ。

ウ. Vは、甲から住居侵入及びこれと科刑上一罪の関係にある強制わいせつの被害を受けたが、甲を住居侵入の罪に限定して告訴した。この場合、Vの告訴の効力は、強制わいせつの事実には及ばない。

エ. Vは、自宅から自己の所有する宝石が盗まれたとして、親族でない甲を窃盗の罪で告訴した。捜査の結果、甲がVの別居中の弟乙とともに窃盗に及んだことが判明した場合、Vの告訴の効力は、乙に対しても及ぶ。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ

【第24問】（配点：3）

緊急逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、死体遺棄罪（刑法第190条）の法定刑は、3年以下の懲役である。（解答欄は、[No.32]）

ア. 強盗殺人罪の被疑者が警察署に自ら出頭して自首した場合、被疑者を警察署内に待たせておいてその間に通常逮捕のための逮捕状を求めることができるので、緊急逮捕が許されることはない。

イ. 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「十分な理由」とは、通常逮捕の場合における「相当な理由」よりは一層高度な嫌疑をいい、具体的には、公訴を提起するに足りる程度の嫌疑があることをいう。

ウ. 死体遺棄罪の幫助は、「死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」に該当しないので、これによる緊急逮捕は許されない。

エ. 緊急逮捕状を発するには、逮捕後直ちに裁判官の逮捕状を求める手続がなされたことのほか、逮捕時における緊急逮捕の要件及び逮捕状発付時における通常逮捕の要件の双方を満たしていることが必要である。

オ. 緊急逮捕の要件としての罪を犯したことを疑うに足りる「十分な理由」があるか否かの判断においては、逮捕後に生じた状況を資料とすることは許されない。

1. ア イ 2. イ ウ 3. ウ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第25問】（配点：2）

勾留の要件に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.33]）

1. 被疑者が、住民票記載の住所について、所有権、賃借権などのそこに居住する正当な権原を有している場合には、現実どこで起臥寝食しているかにかかわらず、住民票記載の住所が「定まつた住居」に当たる。
2. 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」といえるためには、被疑者において主観的に証拠を隠滅しようという意図があれば足り、証拠隠滅行為がなされた場合に、罪証隠滅の効果が生じ得るものであることは必要ではない。
3. 「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」における罪証隠滅行為とは、必ずしも被疑者が自らこれを実行する場合に限られるものではなく、被疑者が第三者に命じたり、指示したりして、その第三者に罪証隠滅行為をさせる場合も含まれる。
4. 相当年数同じ会社に勤務している被疑者と、日雇として短期間で勤務先を転々と変えている被疑者を比較した場合、「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」の判断に差異は生じない。
5. 罪責が重大であることは、「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」を肯定する方向に働く事情であるが、被疑者に同種前科があることを「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」を肯定する方向に考慮することは許されない。

【第26問】（配点：2）

勾留理由開示に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.34]）

1. 被告人の勾留については、勾留の理由の開示を請求することはできない。
2. 勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。
3. 勾留の理由の開示は、勾留の基礎となっている犯罪事実と、勾留されている者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由を告げれば足りる。
4. 被疑者は、勾留の理由を開示する期日において、勾留の理由についての意見を述べることはできない。
5. 勾留の執行停止により釈放されている被疑者であっても、勾留の理由の開示を請求することができる。

【第27問】（配点：3）

身体検査、搜索等に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は，[No.35]）

- ア. 身体検査令状により身体検査をすることができる対象は、被疑者に限られており、被疑者以外の者の身体検査をすることはできない。
- イ. 身体拘束を受けている被疑者の指紋又は足型を採取するには、被疑者を裸にしない場合であっても、身体検査令状によらなければならない。
- ウ. 身体検査令状により女子の身体を検査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち合わせなければならない。
- エ. 強制採尿のための搜索差押令状には、強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。
- オ. 身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合には、強制採尿のための搜索差押令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができる。

1. アイウ 2. アイエ 3. アウエ 4. イウエ 5. イウオ
6. ウエオ

〔第28問〕（配点：2）

公訴の提起前における押収及び捜索に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.36]）

- ア. 被疑者以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。
イ. 甲の自宅における捜索差押許可状の執行中は、甲の同居の親族に対しても、許可を得ないで甲の自宅に出入りすることを禁止することができる。
ウ. 捜索差押許可状には、犯罪事実の要旨を記載しなければならない。
エ. 殺人事件の犯人が公道上の犯行現場に遺留した凶器を押収するには、差押許可状が必要である。
オ. 捜査機関に対し、証拠物を任意に提出することができる者は、当該証拠物の所有者に限られる。

1. アイ 2. アエ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

〔第29問〕（配点：2）

第一回の公判期日前に行われる証人尋問に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.37]）

1. 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
2. 犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる被疑者以外の者が、取調べに対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
3. 取調べに際して任意の供述をした被疑者以外の者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
4. 第一回の公判期日前に行われる証人尋問により作成された証人尋問調書は、刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前における供述を録取した書面」に該当する。
5. 裁判官は、検察官の請求による第一回の公判期日前の証人尋問を行う際、被告人、被疑者又は弁護人をその尋問に立ち合わせなければならない。

【第30問】（配点：3）

弁護に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.38]）

ア. 被告人に氏名を記載することができない合理的な理由がないのに、被告人の署名のない弁護人選任届によってした弁護人の選任は無効である。

イ. 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてその効力を有しないので、公訴の提起後、改めて弁護人の選任をしなければならない。

ウ. 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

エ. 必要的弁護事件において、弁護人が出頭しないときは、職権で弁護人を付することができるものの、弁護人が出頭しないおそれがあるにとどまるときは、職権で弁護人を付することはできない。

オ. 裁判官は、殺人被疑事件で在宅のまま取調べを受けている被疑者からの国選弁護人選任の請求があった場合、被疑者のため弁護人を付さなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ 6. エ オ

【第31問】（配点：2）

公訴の提起に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.39]）

1. 公訴の提起は、実務上、起訴状を提出して行うのが通例であるが、緊急やむを得ない場合には、口頭によることもできる。

2. 起訴状には、被告人の氏名を記載しなければならないので、被告人の氏名が判明しない場合には、公訴を提起することはできない。

3. 公訴の提起と同時に略式命令の請求をする場合であっても、起訴状一本主義の適用があるので、検察官は、略式命令の請求と同時に、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出すことはできない。

4. 起訴状の公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならず、罪名は、適用すべき罰条を示してこれを記載しなければならないところ、数個の訴因及び罰条は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

5. 告訴又は告発がなされた事件については、当該告訴又は告発が取り消されない限り、検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないと思料する場合を除き、公訴を提起しなければならない。

【第32問】（配点：3）

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述につき、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.40】から【No.44】）

- ア. 公判前整理手続においては、証拠調べの請求をさせるだけでなく、証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすることができる。【No.40】
- イ. 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、公判期日において証拠により証明しようとする事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。【No.41】
- ウ. 被告人は、事件が公判前整理手続に付されたときは、事件の争点及び証拠を整理するために公判前整理手続期日に出頭しなければならない、被告人が出頭しないときは、その手続を行うことができない。【No.42】
- エ. 検察官及び被告人又は弁護人は、公判前整理手続が終わった後には、やむを得ない事由によって当該公判前整理手続において請求することができなかった証拠のうち、情状に関するものに限って、その証拠調べを請求することができる。【No.43】
- オ. 公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、証拠調べのはじめに行われる検察官の冒頭陳述に引き続き、これを明らかにしなければならない。【No.44】

【第33問】（配点：3）

検察官は、ハンマーを凶器とする傷害被告事件の証拠として、犯行を目撃したWの検察官に対する供述調書及び犯行に使用されたとされるハンマーの証拠調べを請求した。この場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.45】）

- ア. ハンマーには伝聞法則は適用されないから、裁判所は、弁護人の意見を聴かずに、ハンマーを証拠として採用するか否かを決定することができる。
- イ. Wの証人尋問が行われ、刑事訴訟法第321条第1項第2号後段の規定により、Wの証言と相反する供述が録取されたWの検察官に対する供述調書の証拠調べが請求された場合、裁判所は、証拠能力の有無を判断するためであっても、その採用決定をする前に、同供述調書を見ることはできない。
- ウ. Wの証人尋問が行われ、Wの証言と相反する供述が録取されたWの検察官に対する供述調書が刑事訴訟法第321条第1項第2号後段の規定により証拠として採用された場合であっても、Wの証言は証拠能力を有する。
- エ. ハンマーの証拠調べの方法は、ハンマーを裁判所と訴訟関係人が認識できる状態にすることである。
- オ. ハンマーがいまだ証拠として採用されていない段階でWの証人尋問が行われた場合、Wに対するハンマーを示しての尋問が許されることはない。

1. ア イ 2. イ オ 3. ウ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第34問】（配点：3）

次のアからエまでの【方法】は、検察官が、共犯者として併合審理を受けている甲及び乙の関係で、目撃者Wの検察官に対する供述調書の証拠調べを請求したのに対し、甲の弁護人はその供述調書を証拠とすることに同意したが、乙の弁護人はこれを不同意とした場合に考えられる審理の進め方である。後記【発言】は、学生AないしDが、【方法】のいずれかについて発言したものであるが、【発言】と【方法】を対応させた場合、その組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

【方法】

- ア. 弁論を分離し、甲、乙の審理を別個に進行させることとし、甲の審理で供述調書を採用決定して取り調べ、後日、乙の審理で証人Wを尋問する方法
- イ. 併合審理のまま、まず、甲の関係では、供述調書を採用決定して取り調べ、次に、乙の関係では、証人Wを尋問する方法
- ウ. 併合審理のまま、甲の関係では、供述調書の採用決定はするが、その証拠調べは、乙の関係での証人Wの尋問終了後に行う方法
- エ. 併合審理のまま、甲の関係では、供述調書の採用決定を留保した上で、甲及び乙の関係で証人Wを尋問し、その結果、証言内容が供述調書と同じ内容である場合には、甲の関係では、検察官に供述調書の証拠調べ請求の撤回を勧告するか、その請求を却下し、証言内容が供述調書と相反する内容である場合には、甲の関係では、刑事訴訟法第326条第1項により供述調書を採用決定して取り調べ、乙の関係では、同法第321条第1項第2号後段の適用の可否を検討する方法

【発言】

- 学生A. この方法は、裁判官が先に伝聞証拠で心証を形成してしまうのではないかと不安に配慮している上、何を証拠とするかについて当事者の意向を反映させることができるが、同一手続内における事実認定の合一的確定の要請に反するおそれがある。
- 学生B. この方法は、裁判官が先に伝聞証拠で心証を形成してしまうのではないかと不安が残るという問題に加え、同一手続内における事実認定の合一的確定の要請に反するおそれもあるが、何を証拠とするかについて当事者の意向を反映させることができる。
- 学生C. この方法は、同一手続内で二つの事実認定が不整合になるという問題は回避できるものの、引き続き同一の裁判官による審理がなされるという運用であれば、先に伝聞証拠で心証を形成してしまうのではないかと不安は解消されない。
- 学生D. この方法は、一方の被告人からみれば、供述調書の内容より証言の方が有利になるとは限らないという点に対する配慮が足りない。

- 1. 学生Aア 学生Bウ 学生Cイ 学生Dエ
- 2. 学生Aイ 学生Bエ 学生Cア 学生Dウ
- 3. 学生Aウ 学生Bイ 学生Cア 学生Dエ
- 4. 学生Aエ 学生Bア 学生Cウ 学生Dイ
- 5. 学生Aエ 学生Bウ 学生Cイ 学生Dア

【第35問】（配点：2）

証人尋問に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.47]）

1. 証人には、自己の直接体験した事実だけでなく、その体験した事実により推測した事項を供述させることができる。
2. 証人尋問は公開の法廷で行わなければならないので、裁判所は、公判期日外において、裁判所外で証人を尋問することはできない。
3. 6歳の幼児は、その年齢だけによって、体験した事実を認識、記憶し、かつ、その事実を表現する能力に欠けているといえるので、証人としてこれを尋問することはできない。
4. 検察官は、あらかじめ供述調書の証拠調べを請求しておかなければ、その供述者の証人尋問を請求することはできない。
5. 宣誓した証人は、自己が刑事訴追を受けるおそれのある証言を拒むことはできないものの、その証言した内容が自己の刑事裁判で証拠とされることはない。

【第36問】（配点：2）

証人の保護に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、記述中の証人への付添いは刑事訴訟法第157条の2、証人の遮へいは同法第157条の3、ビデオリンク方式による証人尋問は同法第157条の4に、それぞれ規定されているものをいう。（解答欄は，[No.48]）

- ア. 証人への付添いは、証人の精神的負担の軽減を目的とするものであるので、被害者が証人である場合に限定されている。
- イ. 証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。
- ウ. 証人の遮へいについては、被告人と証人との間で遮へい措置を採ることはできるが、裁判の公開という憲法上の要請があるので、傍聴人と証人との間で遮へい措置を採ることはできない。
- エ. ビデオリンク方式による証人尋問の対象は、強姦罪等の性犯罪の被害者に限定されているので、暴力団員による恐喝事件の被害者は対象とならない。
- オ. 被告人から証人の状態を認識することができないようにするための遮へい措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

1. ア ウ 2. イ エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第37問】（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、常習一罪などの実体法上一罪の関係にある数個の可罰的行為についての勾留の効力に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記【事例】における権利保釈の除外事由に関する判断について述べた後記アからカまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.49]）

【見 解】

- Ⅰ. 一罪の一部を構成する可罰的行為についての勾留の効力は、起訴の有無にかかわらず、当然に他の部分に及ぶ。
- Ⅱ. 一罪の一部を構成する可罰的行為についての勾留の効力は、起訴の有無にかかわらず、他の部分に及ばない。

【事 例】

甲は、平成〇〇年3月10日（a事件）に甲が経理係長として勤務する株式会社V所有の現金100万円を横領したという業務上横領事件で、同年5月1日、逮捕され、引き続き勾留された上、勾留中のまま起訴された。甲には、同年3月12日（b事件）と同年4月15日（c事件）に、同様に株式会社V所有の現金各200万円を横領したという業務上横領の余罪があり、これらの事件はいまだ起訴されていない。

a事件の第一回公判期日前である同年6月1日、甲の弁護人から、保釈請求がなされた。

なお、a事件とb事件は包括一罪の関係にあり、これらとc事件は併合罪の関係にある。

【記 述】

ア. Ⅰの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなくても、b事件に関して、それがあつた場合には、権利保釈は認められない。

イ. Ⅰの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなくても、c事件に関して、それがあつた場合には、権利保釈は認められない。

ウ. Ⅰの考え方に立ったとき、甲が常習としてa事件を犯したものであるか否かを判断するために、c事件の存在を考慮することは許されない。

エ. Ⅱの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなければ、b事件に関して、それがあつた場合であつても、この点を理由として権利保釈が否定されることはない。

オ. Ⅱの考え方に立ったとき、a事件に関して、甲が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がなければ、c事件に関して、それがあつた場合であつても、この点を理由として権利保釈が否定されることはない。

カ. Ⅱの考え方に立ったとき、甲が常習としてa事件を犯したものであるか否かを判断するために、b事件の存在を考慮することは許されない。

1. ア ウ カ 2. ア エ オ 3. ア オ カ 4. イ エ オ 5. ウ エ カ

【第38問】（配点：2）

刑事訴訟法第326条第1項の「同意」に関する次のアからエまでの各記述につき、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.50】から【No.53】）

- ア. 弁護人は、独立して訴訟行為をすることができるので、被告人の明示の意思に反しても、書面又は供述を証拠とすることに同意することができる。【No.50】
- イ. 書面又は供述が意味内容において分割可能な場合には、その一部を同意し、その他の部分を不同意とすることができる。【No.51】
- ウ. 書面又は供述を証拠とすることの同意は、第一審の判決が宣告されるまでは、いつでも撤回することができる。【No.52】
- エ. 第一審において、書面又は供述を証拠とすることに同意した場合、その効果は、第一審にし及ばないので、控訴審では、その書面又は供述を不同意とすることができる。【No.53】

【第39問】（配点：3）

被告人の死亡を理由とする公訴棄却決定が確定した場合であっても、新たに発見された証拠によって、その公訴棄却決定が被告人作出の内容虚偽の証拠に基づくものであったことが明白となったときは、再起訴を妨げるものではないとの結論を採る場合、次の1から5までの各記述のうち、この結論の論拠となり得ないものはどれか。（解答欄は、【No.54】）

- 1. 刑事訴訟法が公訴棄却事由として定める「被告人が死亡したとき」とは、被告人の死亡ではなく、被告人の死亡の証拠がある場合の意味である。
- 2. 被告人の死亡による公訴棄却決定は、非終局的な決定であるため、確定裁判の効力が生じない。
- 3. 再起訴禁止による利益を受けるためには、被告人にその利益を要求できる資格が必要であると解すべきである。
- 4. 被告人の死亡による公訴棄却決定は、訴訟続行が無意味となるため訴訟を打ち切る点において、心神喪失を理由とする公判手続の停止と同性質のものである。
- 5. 再起訴禁止の効力が及ばなくなる事情の変更とは、新証拠の発見ではなく、被告人の死亡という事実自体の変化でなければならない。

【第40問】（配点：2）

再審事由を定める刑事訴訟法第435条第6号は、「明らかな証拠をあらたに発見したとき」と規定して、いわゆる証拠の明白性と新規性の要件を定めているが、証拠の明白性に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例に照らして、正しいものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。（解答欄は、【No.55】）

- ア. 「明らかな証拠」とは、有罪等の確定判決を覆し無罪等の事実認定に到達する高度の蓋然性のある証拠を意味する。
 - イ. 「明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠を意味する。
 - ウ. 証拠の明白性は、申立てに係る証拠のみを単独に評価する孤立的な方法によって判断すべきである。
 - エ. 証拠の明白性は、もし申立てに係る証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきである。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ